

福岡市狭あい道路路線整備補助金交付要綱

（通則）

第1条 福岡市狭あい道路路線整備補助金（以下「補助金」という。）の交付については、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（目的）

第2条 この補助金は、幅員4.0m未満の認定道路を、用地寄付を受けて4.0mに拡幅する事業において、寄付用地内に存在する工作物等の移設（撤去・新設を含む。）又は撤去に要する費用を補助することにより、4.0m未満道路の拡幅整備促進を図ることを目的とする。

（定義）

第3条 この要綱における用語の定義は、次の各号のとおりとする。

（1）寄付用地

4.0m未満の認定道路を4.0mに拡幅するために必要な用地を土地所有者が市長へ寄付する用地をいう。

（2）工作物等

寄付用地内に存在する塀、フェンス、看板等の工作物や、立木、又は寄付用地内の地下に存在する水道管、污水管、ガスパ等の埋設物、その他これらに類するものをいう。

（補助対象事業）

第4条 補助金を交付する対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、寄付用地内に存在する工作物等を移設（撤去・新設を含む。）又は撤去する必要がある事業とする。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、次の各号に定めるところによる。

（1）工作物の移設

寄付用地内に存在する工作物を寄付用地外へ移設する費用。

（2）立木の移植

寄付用地内に存在する立木を寄付用地外へ移植する費用。

(3) 工作物の撤去・新設

寄付用地内に存在する工作物の移設が困難な場合において、当該工作物を撤去し、当該工作物と同等の工作物を新たに寄付用地外へ設置する費用。

(4) 埋設物の移設

寄付用地内の地下に存する埋設物のうち、移設の必要がある埋設物を移設する費用。

(5) 工作物の撤去、立木の伐採

寄付用地内に存在する工作物を撤去し、又は立木を伐採する費用。(工作物の撤去又は立木の伐採のみを行う場合、当該工作物又は当該立木そのものの価値に対する補償は行わない。)

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費のうち、予算の範囲内で市長が決定した額とする。

(補助対象者)

第7条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 工作物等の所有者であること。

(2) 営利活動を目的としない者であること。

(3) 福岡市暴力団排除条例(平成22年福岡市条例第30号。以下「暴排条例」という。)

第2条第2号に規定する暴力団員若しくは第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(4) 本市の市税に係る徴収金(市税及び延滞金等)に滞納がないこと。

(補助金交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、市長が前条第3号及び第4号の要件を確認するため、福岡県警察及び税務担当課へ照会するにあたり、申請者(申請者が法人等のときは、その役員)の個人情報を利用することに同意した上で、補助金交付申請書(様式第1号)を市長へ提出しなければならない。

2 工作物等の所有者と土地の所有者が異なる場合は、工作物等所有者と土地所有者双方で工作物等の移設(撤去・新設を含む。)又は撤去に関する協議を行い、双方合意の上で、補助金交付申請を行うものとする。

（補助金交付額）

第 9 条 市長は、前条の規定により提出された補助金交付申請の内容が、適正なものと認めたときは、補助金の交付を決定し、その旨及び補助金交付額を補助金交付決定通知書（様式第 2 号）により申請者へ通知するものとする。

2 前項の通知を受けた申請者は、当該通知の内容に不服があるときは、補助金交付申請取下書（様式第 3 号）を市長へ提出することにより、当該通知の前提となった申請を取り下げることができる。

（補助金の請求）

第 10 条 前条第 1 項により補助金交付の決定を受けた者は、工作物等の移設（撤去・新設を含む。）又は撤去の完了後、事業実績報告書（様式第 4 号）及び請求書（様式第 7 号）を市長へ提出し、補助金の請求を行うものとする。

（補助金の交付）

第 11 条 市長は、前条の報告及び請求を受けた場合は、事業実績調査確認書（様式第 5 号）により工作物等の移設（撤去・新設を含む。）又は撤去の完了を調査確認し、完了と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、事業補助金確定通知書（様式第 6 号）により補助対象事業を行った者へ通知し、補助金を交付するものとする。

（補助金の返還）

第 12 条 偽りその他不正の手段により前条の補助金の交付を受けたものがあるときは、市長は、当該補助金の全部若しくは一部をそのものから返還させるものとする。

（適用除外）

第 13 条 この要綱の規定について、市長が適用を不相当と認める場合は適用しない。

附 則（平成 26 年 4 月 1 日）

（期間）

この要綱は、平成 29 年 3 月 31 日をもって廃止する。

附 則（平成 29 年 4 月 1 日）

（期間）

この要綱は、平成 33 年 3 月 31 日をもって廃止する。

附 則（令和３年４月１日）
（期間）
この要綱は、令和７年３月３１日をもって廃止する。

附 則（令和７年４月１日）
（期間）
この要綱は、令和１１年３月３１日をもって廃止する。
なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。